

# 令和3年度鹿屋市一般会計補正予算（第8号）の概要

## 1 補正予算の概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中で、鹿児島県の「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」に伴う外出自粛や飲食店の営業時間短縮要請の影響を受け、売上が減少した事業者に対する支援や新型コロナウイルス感染症の影響で自宅待機を強いられている市民に対する支援を行う。

また、鹿児島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金給付事業」に係る本市負担分の予算措置を行うもの

## 2 予算規模

補正予算額（第8号）	298,300千円
補正後予算額	55,327,100千円

## 3 事業概要

①中小企業等経営継続支援事業		商工振興課			
内 容	1 事業概要	本事業は、鹿児島県の「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」に伴う外出自粛や飲食店の営業時間短縮要請の影響を受け、売上が減少した事業者に対して支援金を支給し、事業継続を支援するもの			
	(1) 対象事業者	令和3年8月または令和3年9月の売上が、前年または前々年の同月と比較して20%以上減少した事業者（県の時短要請対象飲食店は除く）			
	(2) 支援額				
	①支援金				
	中小企業（法人）	上限20万円	前年または前々年同月の売上額と対象月の差額が上限額より少ないときはその額		
	個人事業主	上限10万円			
	②加算金	以下の事業者等については、支援金に加えて加算金を支給する。			
		業 種	加算額		
		ホテル・旅館等	1万円×部屋数（上限100万円）		
		貸切バス事業者	10万円×保有台数（上限50万円）		
	タクシー事業者	5万円×保有台数（上限50万円）			
	運転代行事業者	5万円×保有台数（上限50万円）			
	旅行事業者	20万円／事業者			
	飲食店直接取引先	10万円／事業者			
	時短要請対象外飲食店	10万円／事業者			
	上記以外で売上減少が顕著な事業者（減少率80%以上）	10万円／事業者			
	2 補正予算額	161,500千円			
予算額	財源内訳 (千円)				
161,500千円	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
	101,799			59,701	

※その他：基金繰入金

②新型コロナウイルス感染症自宅待機者支援事業		健康増進課			
内 容	<p>1 事業概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、自宅待機となった濃厚接触者で、家族など他の人からの支援が受けられないなど、食料品等の確保が困難な方に対して、食料品等の無償提供を行うもの</p> <p>(1) 支援対象者（全てを満たす方）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃厚接触者のうち、食料品等支援を希望する方</li> <li>・食料品等支援を他の人から受けられない方</li> </ul> <p>(2) 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を希望する自宅待機者へ、1日1,000円相当の食料品等を10日分無償提供する。</li> <li>・食料品等の支援物資は委託業者が自宅へ配送する。</li> </ul> <p>(3) 支援物資の内容</p> <p>食料品（パックごはん、カップ麺、レトルト食品等）、飲み物、マスク、消毒液など</p> <p>2 補正予算額 6,600千円</p>				
	予算額	財源内訳 (千円)			
6,600千円	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
				6,600	

※その他：基金繰入金

③飲食店営業時間短縮要請協力金事業		商工振興課										
内 容	<p>1 事業概要</p> <p>鹿児島県の営業時間短縮の要請に応じた飲食店へ支給する協力金のうち、時短要請期間42日間分（8月20日～9月30日）の協力金について、その1割を負担するもの</p> <p>2 補正予算額 130,200千円</p> <p>〔当初分（24日間：8/20～9/12） 74,400千円〕 〔延長分（18日間：9/13～9/30） 55,800千円〕</p> <p>3 参 考</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金給付事業（県事業）】</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、鹿児島県の要請に応じ、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給する。</p>											
	<table border="1"> <tr> <td>要請期間</td> <td>令和3年8月20日（金）～9月30日（木） （延長期間：9月13日（月）～9月30日（木））</td> </tr> <tr> <td>要請内容</td> <td>①営業時間：5時～20時 ②酒類の提供：11時～19時</td> </tr> <tr> <td>支給対象者</td> <td>通常営業として20時～朝5時の時間帯を含む営業を行う飲食店等を運営する事業者であって、鹿児島県の要請に応じて、営業時間短縮に協力した事業者</td> </tr> <tr> <td>協力金額 (1店舗当たり)</td> <td>①中小企業 1日当たりの協力金額(2.5～7.5万円)×要請期間 ②大企業 1日当たりの協力金額(売上減少額/日×0.4)×要請期間</td> </tr> </table>	要請期間	令和3年8月20日（金）～9月30日（木） （延長期間：9月13日（月）～9月30日（木））	要請内容	①営業時間：5時～20時 ②酒類の提供：11時～19時	支給対象者	通常営業として20時～朝5時の時間帯を含む営業を行う飲食店等を運営する事業者であって、鹿児島県の要請に応じて、営業時間短縮に協力した事業者	協力金額 (1店舗当たり)	①中小企業 1日当たりの協力金額(2.5～7.5万円)×要請期間 ②大企業 1日当たりの協力金額(売上減少額/日×0.4)×要請期間			
要請期間	令和3年8月20日（金）～9月30日（木） （延長期間：9月13日（月）～9月30日（木））											
要請内容	①営業時間：5時～20時 ②酒類の提供：11時～19時											
支給対象者	通常営業として20時～朝5時の時間帯を含む営業を行う飲食店等を運営する事業者であって、鹿児島県の要請に応じて、営業時間短縮に協力した事業者											
協力金額 (1店舗当たり)	①中小企業 1日当たりの協力金額(2.5～7.5万円)×要請期間 ②大企業 1日当たりの協力金額(売上減少額/日×0.4)×要請期間											
予算額	財源内訳 (千円)											
130,200千円	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源							
					130,200							